

平成 25 年 10 月 11 日

学務部

拓殖大学大学院「研究指導要領」に関する申し合わせ

1. 研究指導計画書

大学院の学生に対して、各研究科の課程毎の研究指導要領にもとづく研究指導の方法・内容および修了までの研究指導計画を明示するため、「研究指導計画書（以下、計画書という）」を作成する。

- (1) 計画書の様式は、別紙のとおりとする。
- (2) 入学年度の履修手続き終了までに指導する学生ごとに作成する。
- (3) 研究指導が修了するまで、指導教員が論文指導の記録として管理・保管する。
- (4) 研究指導が修了した後、原本は大学院事務課に提出し、これを保管する。
- (5) 指導教員（副指導教員を含む。）は、次の手順で計画書を作成する。
 - ①学生と研究計画について十分な打ち合わせ等を行い、研究指導計画を作成する。
 - ②作成した計画書を学生に明示し、双方の確認のもと、指導教員は確認印を押す。
 - ③計画書の写しを 5 月末までに研究科委員長および大学院事務課に提出する。
 - ④研究の進捗状況により計画の見直しを行った場合、②の手続きを経て、③の手続きにもとづき、計画書を再提出する。

2. 研究指導要領

(1) 博士前期課程（修士課程）・博士後期課程共通

正規〔博士前期課程（修士課程）2 年、博士後期課程 3 年〕の修業年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、学位を取得できる研究指導体制を次のように整える。

- ①指導教員（副指導教員を含む。）が相互に綿密な連携を取りつつ適切な指導体制を組織し、論文作成の系統的かつ持続的な研究指導を行う。
- ②各課程の各年次において、計画書に基づく学位論文指導を行う。
- ③課程における所定の単位数修得のため、修業年限内での論文作成が計画書の手順に沿って支障なく進行するよう、予め指導教員が助言と指導を行う。

(2) 博士後期課程

- ①入学年度の履修手続き終了までに、指導教員の助言と指導の下、修業年限内での学位論文作成に向けての計画書を作成する。
- ②計画書には、論文作成に至る系統的かつ具体的な計画を記載する。
- ③2 年次の修了までに、各研究科において研究報告を行い進捗状況を確認する。
- ④2 年次までの学位論文指導の成果にもとづき、3 年次の授業履修開始までに指導教員との協議を経て、計画書の確認と見直し等を行う。
- ⑤計画書に基づき、論文を作成するよう助言と指導を行う。
- ⑥学位論文受理審査会で指摘された事項を十分に考慮して、学位論文提出期限までに学位論文の加筆修正に関して、助言と指導を行う。

以 上